

協議第 28 号

平成 15 年 10 月 9 日確認

各種事務事業の取扱い（建設関係その 2）について

各種事務事業の取扱い（建設関係その 2）について別冊のとおり提出する。

平成 15 年 10 月 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議第28号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
建設関係（その2）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	建設部会
関係項目	建設関係	分科会	道路建設分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 市町村道の路線認定、変更、廃止	認定路線数：2780路線 認定路線延長： 893,911m 認定時期： 原則年1回3月議会 認定基準：有り	認定路線数：1251路線 認定路線延長： 382,623m 認定時期： 同左 認定基準：有り	認定路線数：412路線 認定路線延長： 125,000m 認定時期： 随時 認定基準：なし	認定路線数：451路線 認定路線延長： 173,714m 認定時期： 随時 認定基準：なし	認定路線数：179路線 認定路線延長： 88,305m 認定時期： 随時 認定基準：なし	認定路線数：910路線 認定路線延長： 305,112m 認定時期： 原則12月議会 認定基準：なし
8 道路建設事業等受益者負担	○新設改良事業 なし ○維持事業 なし	○新設改良事業 なし ○維持事業 なし	○新設改良事業 0又は25%以上 ○維持事業 0又は25%以上	○新設改良事業 0～20% ○維持事業 なし	○新設改良事業 0～15% ○維持事業 なし	○新設改良事業 0～20% ○維持事業 なし

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 8. 津市、久居市、香良洲町の例により調整する。(合併と同時に)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
認定路線数: 253路線 認定路線延長: 66,067m 認定時期: 随時 認定基準: なし	認定路線数: 1012路線 認定路線延長: 264,968m 認定時期: 随時 認定基準: なし	認定路線数: 1667路線 認定路線延長: 592,000m 認定時期: 随時 認定基準: 有り	認定路線数: 883路線 認定路線延長: 389,338m 認定時期: 随時 認定基準: なし	現在市町村道に認定されている道路については、新市において市道として引き継ぐものとする。合併後は、新たに認定基準を作成し、統一的な認定業務を行っていく。又、認定時期については、原則年1回とする。
○新設改良事業 なし ○維持事業 なし	○新設改良事業 0~20% ○維持事業 なし	○新設改良事業 0~30% ○維持事業 なし	○新設改良事業 0~3% ○維持事業 なし	新設改良事業及び維持事業は、受益者負担を徴収しない方向で調整する。